

防災関係の取扱いについて

防災関係の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年12月6日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	防災関係の取扱い
調 整 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する 2 災害対策本部の編成については、合併時に組織編制を行う。
調整の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に防災会議条例を制定する。 2 合併時に災害対策本部条例を制定し、組織編制を行う。
上記の内容の調整結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議条例については、福富町の例による。 <ol style="list-style-type: none"> ① 委員の報酬 日額6,000円 ② 委員数 19人以内とする ③ 任期 2年とする 2 災害対策基本法第23条の規定による本部の組織及び編成は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①本部の編成 <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部長 町長 2. 災害対策副本部長 助役 3. 災害対策本部付 収入役、教育長 4. 総括部長 総務部長 5. 対策部長 関係部長、議会事務局長、消防団長 6. 班長 関係課長、消防団副団長 7. 班員 上記の職にあてられたものを除く、職員及び消防団員 ②本部の組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部に本部会議を置く。 ・ 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部付、総括部長及び対策部長をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ○ 災害対策の基本方針に関すること。 ○ 災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・ 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。 ・ 本部会議の庶務は、総務対策部総務班が担当する。

